

生産緑地地区の追加指定における添付書類リスト

●生産緑地地区の指定申出には、以下の書類を添付する必要があります。

	必要書類	取得場所	備考	✓欄
1	位置図	柏原市役所 別館2階 都市政策課②⑨		
2	公図	<u>法務局</u> （東大阪支局または富田林支局）		
3	土地の登記簿謄本	<u>法務局</u> （東大阪支局または富田林支局）		
4	耕作証明	柏原市役所 本館3階 産業振興課③④	主に耕作する方	
5	土地所有者の印鑑証明書	柏原市役所 本館1階 市民課 ※マイナンバーカードを取得している場合は、コンビニなどでも可能		

※上記2、3の書類は市役所で取得できません。最寄りの法務局で取得してください。



東大阪市長井田元町2丁目8番10号



富田林市甲田1丁目7番2号

●そのほか、申請内容に応じて必要となるもの

	必要書類	取得場所	備考	✓欄
1	実測図	土地家屋調査士、測量士などに作成依頼	土地の一部を申請する場合	
2	他権利者の印鑑証明書	柏原市役所 本館1階 市民課 ※マイナンバーカードを取得している場合は、コンビニなどでも可能	登記簿謄本に他の権利者が記載ある場合	

【連絡先】

柏原市役所都市デザイン部 都市政策課
都市計画係

TEL: 072-972-1597 (直通)

FAX: 072-972-1541

Email: toshikaihatsu@city.kashiwara.lg.jp